

令和2年4月16日策定
大磯町議会

■大磯町議会・新型コロナウイルス感染症対策・行動指針

令和2年4月7日、総理大臣から神奈川県を含む7都府県に「緊急事態宣言」が発令されました。

感染拡大の抑止だけでなく、議会運営の停滞を防止し、住民サービスの向上を継続していくためには、大磯町議会から感染者を出さないこと、感染させないことが最大の対策であることから、次の対応について、議員及び事務局職員の行動指針とします。

1. 感染症対策・行動指針の期間

- ・令和2年5月6日までとする。

※「緊急事態宣言」期間の延長等、変更の場合は、同期間とするが、終息に至るまで、同等の対応に努める。

2. 議会活動

- ・不急の会議、行政視察及び行事等は、原則、延期又は中止とする。
- ・議員及び職員間の連絡等は、可能な限り電話・電子メール等で行う。

3. 委員会・会議等の対応

- ・会議の開催にあつては、各議員等が一定の距離を保てるよう座席を配置する。
- ・委員会、協議会等の会議は、出席者の状況に応じて、本会議場の使用に努める。
- ・窓、ドア等の開放等、定期的な換気に努める。
- ・会議時間の短縮及び円滑な進行に努める。
- ・マスクの着用に努める。
- ・一般傍聴の自粛を求める。特に要望がある場合は、マスクの着用、アルコール消毒等の対応を求める。

4. 議会登庁時の対応

- ・マスクの着用、手指のアルコール消毒の励行
- ・発熱、倦怠感等、体調がすぐれない場合は登庁を控える。

5. 議員活動

- ・不特定多数の参加が見込まれる会合等への参加自粛

- ・ 握手の自粛
- ・ 多人数との会食の自粛
- ・ 緊急事態に備え、確実に連絡がとれる体制に努める。
- ・ やむを得ず県外など遠方に出向く場合は、緊急招集に対応できる体制に努めるとともに、事務局に報告する。

6. 健康管理

- ・ 検温、マスクの着用、手洗い、うがい、咳エチケットの励行
- ・ 不要不急の外出の自粛
- ・ 室内のこまめな換気

7. 体調不良または感染時の対応

- ・ 発熱、咳、倦怠感、吐き気、下痢、嗅覚・味覚異常等の症状がある場合
自宅待機とし、医療機関に相談しその指示に従う。また、事務局に報告する。
- ・ 感染が確認された場合
医師及び平塚保健福祉事務所（以下、「保健所」）の指導に従い行動し、事務局に報告する。

※同居の親族に上記の症状がある場合も同様の対応とする。

※保健所により、濃厚接触者として自宅待機等を指導される場合がある。また、感染した場合に備え、過去2週間程度の行動記録を準備しておく。

8. 事務局の対応

- ・ 通常時）室内の換気、マスクの着用、ドアノブ等の消毒を定期的に行う。
- ・ 議員及び職員の感染時）大磯町危機管理対策本部策定の「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、町危機管理課等への報告、施設内の消毒、保健所の指示事項への対応をする。